

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-01 改訂00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-1, ③-2)	(資料③-1) ・設計条件の変更の有無、解析の変更の有無は、事業変更許可からの変更の有無を示しているのか。 (資料③-2) ・設計条件の変更の有無、解析の変更の有無は、既設工認(H22)からの変更の有無を示しているのか。例えば、第9条の外部衝撃は新規基準で新たに加わったものだが、「設計条件の変更の有無、解析の変更の有無」で、電源車以外に○が付いていないことについて説明すること。

(回答)

- ・設計条件の変更の有無、解析の変更の有無は③-1と③-2共通で記載しており、設備、設計条件、解析方法に変更があるかどうかを示しており、変更がある場合には○をつけている。

このため、事業許可からの変更の有無を示しているものではない。

例えば、条文が変わり、新たな要求により設備が変更した場合や解析方法の条件が変わった場合などはそれにあたる。

- ・第9条の外部事象に関しては、条文は新たに加わったものであるが、竜巻などの事象により設計が変わるものとして、屋外設置の使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽扉及び電源車が該当する。

他の施設は、建屋内にあり、外部事象の影響がないことから○を付していない。

なお、棟上導体については、規制基準変更前から建築基準法に基づき設計、設置されており、設計条件の変更はないため○を付していない。

以上

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-02 改訂00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-1, ③-2)	(資料③-1) ・設工認の変更の有無については、既設工認(H22)からの変更の有無を示しているのか。③-1と③-2とで○を記載している箇所等に差が見られるがその理由は何か。

(回答)

- ・設工認の変更の有無の欄では、既設工認(H22年)からの変更の有無を示している。  
設工認の変更の有無の欄については、設工認との関係を示している③-2のみの記載に変更する。  
(③-1は事業変更許可からの変更点を示す資料であるため、関係性が低いので削除する。)

以上

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-03 改訂00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-1)	(資料③-1) ・「主要設備名」の「条文」で「変更項目、内容」欄に「-」と記しているが、何を示しているのか説明すること。

(回 答)

- ・技術基準規則の条文で設計要求に変更がない場合は、「-」で示している。

なお、条文を記載している理由として、技術基準規則の変更などで設計要求が変更になった場合に、それを受けて設備の変更が容易に判別できるよう記載している。

以上

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-04 改訂00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-1)	(資料③-1) ・第7条について、「設計条件の変更の有無」に○、「変更項目、内容」に「事業変更許可から変更なし」、「設工認の変更の有無」で「基本方針」「添付」に○と記していることについて説明すること。

(回 答)

- ・「設計条件の変更の有無」に関しては、設備や設計条件が変更になった場合に○を付与している。  
また、「設工認の変更の有無」の「基本設計方針」「添付」の欄では、設備の変更に伴い「基本設計方針」や「添付」の記載が変更となった場合に「○」をつけている。  
「変更項目、内容」の欄に記載している「事業変更許可からの変更なし」では、事業変更許可の記載のとおり設工認申請書に記載しており、今回の設工認申請において事業変更許可申請書との整合していることを示している。

以上

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-05 改訂00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-1)	(資料③-1) ・第15条の仮置架台、たて起こし架台、検査架台について、「変更項目、内容」に「事業変更許可から変更なし」と記載されていないが、第15条の要求に対して「事業変更許可から変更なし」ではないのか。また、変更区分は「既設(改造)」ではないのか。

(回答)

- ・ご指摘のとおり第15条では、「事業変更許可から変更なし」を記載する見直しを行う。

なお、第15条関係では、仮置架台、たて起こし架台、検査架台とも要目表、基本設計方針に変更はなく、添付が変更になるため「既設(改造)」になる。

ただし、第8条 津波の損傷防止関係では、たて起こし架台は、要目表の変更があるため「改造」に該当し、仮置架台、検査架台は、要目表、基本設計方針(分割第2回)に変更がないため既設(改造)とし、既設/新設/改造の区分では、第8条の内容での記載に統一している。

以上

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表 No.	0209-06 改訂 00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-2)	(資料③-2) ・「既設工認」とは、どの設工認のことか説明すること。

(回 答)

・平成 22 年に認可を受けた設工認を示している。

それ以降に設工認を申請し、認可を受けていない設工認については、取り下げを実施している。

以上

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-07 改訂00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-2)	(資料③-2) ・第一回分割申請で認可した内容が含まれているのであれば、分かるように識別すること。

(回 答)

- ・③-1, ③-2表において, 分割第1回目に申請した電気設備について灰色背景として識別する。

以上

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-08 改訂00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-2)	(資料③-2) ・「既設／新設」の具体的な内容が分かる申請書の頁を (PDF の通し頁と併せて) 記載すること (台数追加であれば、これまでの台数と追加する台数が分かるところ)。

(回 答)

- ・③-2にコメント内容を反映する。

(参照 ③-2)

以上

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-09 改訂00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-2)	(資料③-2) ・自主設備で設置していたものを、設工認対象として格上げしたものはあるか。その場合は「新設」扱いか。説明すること。

(回 答)

- ・今回の設工認申請において、今まで設工認対象設備として記載がなく、新たに設工認対象設備として格上げした設備のうち、既存の設備は「既設」と記載し、新規に調達するものは「新設」としている。  
また、新たに設工認対象設備として格上げした設備、機器について、青字の記載に見直している。

以上

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-10 改訂00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-1)	(資料③-1) ・「既設(改造)」の定義は、具体的にどのような改造を示しているのか事例で説明すること。

(回答)

・改造関係の記載は以下のとおりとしている。

改造 : 要目表, 基本設計方針の記載が変更となるもの

既設(改造) : 要目表, 基本設計方針の記載の変更はないが, 添付の記載が変わるもの

例えば, たて起こし架台は, 要目表の記載の変更があるため「改造」としている。基本設計方針(分割第2回目)の記載の変更はない。添付に変更あり。

仮置架台, 検査架台は, 要目表, 基本設計方針(分割第2回目)の記載に変更はなく, 添付に変更があるため既設(改造)としている。

受入れ区域天井クレーンは, 要目表, 基本設計方針の記載の変更はなく, 添付の変更があるため既設(改造)としている。

以上

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-11 改訂00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-1, ③-2)	(資料③-1、資料③-2) ・設計条件の変更の有無、解析の変更の有無については、設計条件、計算コード、インプットデータ、アウトプットデータ等について、事業変更許可の評価、既設工認(平成22年)の評価及び本申請の評価での変更の有無を、条文毎にワンペーパーに整理して説明すること。

(回 答)

- ・コメント内容を受け、表1、表2に整理して記載する。

(参照 表1、表2)

以上

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-12 改訂00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-1, ③-2)	(資料③-1、資料③-2) 設計条件または解析で変更のあった項目 (○がついているもの) について、以下の情報を追記すること。 ・「変更項目、内容」の欄に変更のあった要目表、基本設計方針、添付の概要 ・変更箇所該当する申請書の頁番号(PDF 通し頁を含む)

(回 答)

- ・③-2に指摘事項を追加して記載する。

(参照 ③-2)

以上

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-13 改訂00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-1, ③-2)	(資料③-1、資料③-2) ・「改造」とは具体的にどのような改造なのか。具体的内容（耐震補強なら改造前と改造後の図や、追加するサポートが具体的に示された図）が分かる申請書の頁番号を（PDFの通し頁と併せて）記載すること。

(回答)

・指摘事項については、表1、表2の当該機器のあとに改造の具体的な内容を記載する。

(参照 表1、表2)

以上